

公印省略

2 教体第 2 4 3 9 号
令和 2 年 1 2 月 1 1 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～」の改訂及び県立学校における取扱いについ
て（通知）

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたのでお知らせします。
なお、市町村（学校組合）教育委員会教育長に対しても、県立学校における取扱いを参考
送付しておりますので、申し添えます。

※標記衛生管理マニュアル（本文・別添資料）については、文部科学省ホームページ
（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html）にも掲載されて
いますので、ご参照ください。

【本件担当】
教育庁教育振興部体育スポーツ健康課
保健給食係 橋本
TEL:092-643-3922 FAX:092-643-3926

各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂及び県立学校における取扱いについて（通知）

今般、文部科学省により「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）が改訂されましたので、送付します。

今回の主な改訂箇所（学校での取組に関連するもの）は以下のとおりです。

○換気等、冬季の対策について追記

○昼食をとる場面の留意事項を追記

また、衛生管理マニュアルの改訂を踏まえ、これまで通知した県立学校の教育活動における感染防止等に係る留意事項等について、本日付で更新（「教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について」（2 教高第 4 8 2 8 号、2 教体第 2 4 9 0 号）、「教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について」（2 教特第 1 9 7 8 号、2 教体第 2 4 9 1 号）及び「教育活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び児童生徒等の感染が判明した場合等の対応の更新について」（2 教体第 2 4 8 8 号）。以下「県教委通知」という。）し、別途各学校に通知しました。

については、衛生管理マニュアル及び県教委通知を参照し、各学校における感染症対策に万全を期すようお願いします。

なお、衛生管理マニュアルにある「地域の感染レベル」（P13）によって衛生管理マニュアル上の取組内容が異なる部分（別添比較表を参照。）については、引き続き、当分の間、県教委通知により対応することとしますが、県教委通知に記載のない内容等、感染対策として参考となる部分については衛生管理マニュアルを参照するようお願いします。

【本件担当】

（保健管理に関すること）

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 保健給食係 諸藤

TEL:092-643-3922 FAX:092-643-3926

（運動部活動に関すること）

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 体育・健康教育班 内田

TEL:092-643-3923 FAX:092-643-3926

（その他高等学校、中学校、中等教育学校に関すること）

教育庁教育振興部高校教育課 指導班 中島

TEL:092-643-3905 FAX:092-643-3906

（その他特別支援学校に関すること）

教育庁教育振興部特別支援教育課 指導班 関口

TEL:092-643-3914 FAX:092-643-3884

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.12.3 Ver.5）における「基本的な感染症対策」「具体的活動場面ごとの感染予防対策」比較

○マニュアルでは、「地域の感染レベル」については、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断することとされている。
 ○地域の感染レベルごとの主な相違点は以下のとおり。（赤字は、Ver.4（9月3日版）から改訂があった箇所）

	地域の感染レベル			
	レベル1	レベル2		レベル3
「今後想定される感染状況と対策について」（令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言）における分類【マニュアルP13】	【ステージⅠ】 感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	【ステージⅡ】 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 （3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。）	【ステージⅢ】 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 （ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。）	【ステージⅣ】 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 （病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高齢者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要となる状況。）
基本的な感染症対策の実施（抜粋）【マニュアルP22】	発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底 登校時の健康状態の把握	○発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底 ○同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにする ○登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握 ○家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行う。 ○児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認する。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行う。		
集団感染のリスクへの対応（抜粋）【マニュアルP38】	身体的距離の確保 児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取る。（座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応する）	児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取る。このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を二つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間帯で指導を行う等の対応が必要となる。		
1.各教科等【マニュアルP48～50】 具体的な活動場面ごとの感染予防対策	「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照する。	「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討（児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っている発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施。） ※特にリスクの高い活動は実施に慎重な検討 ※その他の留意事項 ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。 ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを心がけること。 ・体育の授業は、当分の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に換気が激しくなるような運動は避けること。（以下略）		「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」は実施しない
【感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動】（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの） ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★） ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★） ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★） ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）				
教科によりレベルが異なる。				
2.部活動【マニュアルP50～51】	可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。	○可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要。 ○なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられる。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあつては、より慎重な検討が必要。		○可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。 ○密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにする。
種目によりレベルが異なる。				
3.給食等の食事をとる場面【マニュアルP51～53】	衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始する。	通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応する。		○通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難 ○適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。 ○それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。 ○持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討する。
4.図書館【マニュアルP53】	○図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組む。 ○公益社団法人日本図書館協会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和2年5月14日策定・6月30日更新）が作成されているので、参考とする。			
5.清掃活動【マニュアルP53】	○学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気の良い状態で、マスクをした上で行う。			
6.休み時間【マニュアルP53】	レベル2以上の地域の取り組みを踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。	トイレ休憩については混雑しないよう導線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなど、指導を工夫する。		
7.登下校【マニュアルP54】	○登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。 ○集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導する。 ○夏期の気温・湿度や曇り指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、気温・湿度や曇り指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導する。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や曇り指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導する。 ○公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用し、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を行う。 ○スクールバスを利用するに当たっては、利用者の状況に配慮しつつ、定期的窓を開け換気を行うこと、乗車前、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせるなど、可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること、利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること（以下略）			
8.健康診断【マニュアルP55】	○3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫を行う。 ○児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いやエチケット等を徹底する、部屋の適切な換気に努める、密集しないよう、部屋には一度に多くの人を入れないようし、整理される際には1～2mの間隔をあける、会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する、検査に必要な器具等を適切に消毒する。 ○健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っていく。			
9.修学旅行等における感染症対策【マニュアルP55】	○修学旅行における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（6月3日公表、同23日第2版）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行う。 ○その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にすること。			

・・・県教委通知の対応。（ただし、マニュアルの方が詳細に記載されている項目が多い。）
 ※上表のうち、「3.給食等の食事をとる場面」、「6.休み時間」についてはレベル1を参照すること。

【改訂】

学校関係者の感染状況のデータやその分析の更新、冬季の感染症対策、臨時休業の考え方等について改訂しました。

本マニュアルについて、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いします。

事務連絡

令和2年12月3日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

この度、令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂しましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙の通りとなります。

本マニュアルは、令和2年12月3日時点での最新の知見に基づき改訂したものであり、新たな情報や知見が得られた場合には、見直しを行うことを予定しています。また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からは、別添の「感染リスクが高まる「5つの場面」」が出ておりますので、これも参考に、感染症対策の取組を進めてくださるようお願いします。

あわせて、本マニュアルについては、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対

して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918・2976)
- 身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 教職員の勤務に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
 - ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 各教科の指導に関すること
 - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
 - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
 - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 修学旅行等に関すること
 - ・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)
 - ・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について
初等中等教育局 教育課程課(内2903)
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

学校衛生管理マニュアル（Ver. 5）の主な改訂箇所について

1. データやその分析の更新

児童生徒や教職員等の感染状況やその分析について、前回集計時点（6月1日～8月31日報告分）に11月25日までの感染状況を追加。同一校の5人以上及び10人以上の感染事例の分析を追加。感染事例の大半が学校内で感染者1人にとどまっていること等について、各学校での感染拡大の防止のための工夫と努力が大きいと考えられ、取組の継続を引き続き依頼。

2. 感染拡大地域における学校教育継続の考え方について追記

特に小・中学校は、地域一斉の臨時休業は基本的には避けるべきと明記。また、中高生については、感染の状況に応じて、マスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限する対応を検討することなどを追記。

3. 冬季の対策について追記

冬季でも可能な限り常時換気に努め、室温低下により健康被害が生じないように暖かい服装を心がけることや、室温が下がりすぎないように空き教室を活用して行う「二段階換気」等について追記。また、換気は地域に応じた方法もあることを紹介。

4. マウスシールドについての注意喚起を追記

5. 感染者が発生した場合の臨時休業の考え方を再整理

「感染者が発生したらまず臨時休業する」対応を見直し、臨時休業の可否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限り行う旨を明記。

6. その他

- ・「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」の活用について追記。
- ・体育のマスク着用について追記。
- ・給食等の昼食をとる場面の留意事項を追記。
- ・健康診断の実施について追記。
- ・「学校等欠席者・感染症情報システム」加入のメリットを紹介。
- ・幼児のマスク着用について、厚生労働省の見解を踏まえ、追記。

感染リスクが高まる「5つの場面」

別添

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

